

宮城県蜜蜂配置調整委員会設置要領

(設置)

第1 蜜蜂の配置調整を円滑に推進するために必要な諸施策を協議するため、宮城県蜜蜂配置調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 1 蜜蜂配置及び転飼調整の基本方針（宮城県蜜蜂飼育及び配置調整方針）に関すること。
- 2 県内の蜜源及び蜂群の調査に関すること。
- 3 蜜蜂転飼の具体的調整に関すること。

(組織)

第3 委員会は、関係団体の職員、学識経験者並びに養蜂業者のうちから宮城県農政部畜産課（以下畜産課）長が委嘱する委員及び別表の職にあるものをもって組織する。

- 2 委員長は宮城県養蜂協会長をもって充てる。

(委員長)

第4 委員長は会務を総理する。

(委員会の開催)

第5 委員会は原則として年1回定期に開催するものとする。ただし、臨時で開催が必要となる場合は委員長又は事務局が召集できるものとする。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。

(蜂群の適正配置推進及び転飼計画)

第6 委員会における転飼計画の協議結果については、畜産課へ通知（様式1又は様式2）する。

(意見の聴取)

第7 委員会には委員の他、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務取扱)

第8 委員会の事務は宮城県養蜂協会が行う。

附則

この要領は、平成31年1月31日から施行する。